





びの法律案に対し何人もが奇異に感ずる点は、昭和二十三年七月、現行教育委員会制度が制定されました。その制定當時の精神がほとんど削除されてしまいます。が、一体何の目的でかくのことく現行教育委員会法の基本的精神が不明確であるという点でござります。すなわち、現行教育委員会法は、教育が不适当な支配に服しないこと、国民全体に対し直接に責任を負うこと及び各地方の実情に即した教育を行なうこと、すなわち地方分権、この三大目標的を実に明確に打ち出しておったのであります。しかるに、このたびの法律案は、この根本目的が全く影をひそめ、適切な教育とか、教育の安定とか、まことに抽象的な表現に變つておられ、その裏面には、中正とか安定期とかいう名のもとにおいて教育行政の中央集権化を意図していることは、見のがすことができません。すなわち、自由なる教育委員会制度の名前だけは残しておりますが、中身をげつそりと取り去り、單なる自由教育制度の無形文化財化をはかつておるのでございます。

(拍手)いわば、地方分権の着物を着て、中央集権の帶を締め、自由の化粧をして、統制のコルセットをはめていきます。かかる矛盾を内蔵した教育制度は、教育の半身不隨ともいへべく、(拍手)總理は、この法律案の目的を明確にされると同時に、かかる半身不隨

的教育制度を採用し、果して円滑なる教育の遂行ができると思われますか、お尋ねいたします。

第二点も、總理大臣にお尋ねします。教育委員の公選制を廃しておるのあります。この点は憲法第九十三条第二項に抵触すると思いますが、いかがですか。すなわち、憲法第九十三条に対しては、従来、学説的には、固定説と移動説の二つの解釈があります。おそらく、政府は移動説によつて憲法違反ではないと答弁されるかも知りませんが、私がお尋ねいたい点は、移動説でも固定説でもございません。すなわち、住民の直接選挙を規定いたしましたこの憲法の第九十三条第一項には、「法律の定めるその他の吏員」といふ言葉が使つてあります。今日わが国でこの字句に該当する公選官吏員は教育委員だけであつて、他に該当する吏員は一人もおりません。すなわち、このたゞ任命制に切りかえたならば、憲法に規定されながら実体がないことは、憲法上文にすることであり、明らかに憲法に示されながら、直接公選の吏員が一人もいなくなるということは、憲法ならば、憲法第九十三条第二項から「法律の定めるその他の吏員」という字句を取り去らなければならぬと思いまするが、いかがですか。

第三点は、原案送付権について文部省が大臣並びに自治庁長官にお尋ねいたしました。このたびの法律では、教育委員会から原案送付権を剝奪しておるのであります。そもそも一般行政と教育行政とを分離独立いたしましたことは、教育が不当の支配に屈することを防ぐ、教育の中立性を保つための最も大切な要素であることは申し上げるまでもございません。（拍手）教育委員会が原案送付権を持つておったそのことが、こそが自主性の根幹であったといふべきなりません。かかるに、今回この原案送付権を剝奪して、単に具申をすることだけにとどめておることは、教育の中立と自主の精神を侵害するものといわねばなりません。（拍手）この原案送付権を剝奪したことは、昔は地方公共団体の長が教育行政権をも掌握しておったその権限をいま一度握りたいという單なる感情と、時あたかも財政窮乏の折柄、教育委員会制度はなかなかついて居るといふ世論を巻き起しつけし、地方財政再建整備の美名に隠れ、この原案送付権を剝奪したといわれておりますが、その真相はいかがですか。（拍手）

そもそも、教育委員会と地方公共団体の長が、同じ地方分権の共同の利害の中で目先の権限争いをしているうちに、いざれ近い将来、今度は、地方公共交通の法律によつて、また剝奪される日

がこない」と、だれが断言できますか（拍手）鶯蜂の争いは漁夫の利となる。いや愚かさは、お互いにやめた方がころしい。いずれにしても、この重要な権限を失った教育委員会は、単なる教育局にすぎません。こんな教育委員会に、政府は一体何をやらそろと考えおるのでですか。俗に申す、抱いて寝せず、いとももくれず、ヘビのなまめてしまわせらるいかがでござりますか。（拍手）

しかも、都道府県の教育長は文部大臣の承認を必要とし、地方教育委員会の教育長は地方公共団体の長が任命したこと、果して厳重なる教育の中立性を確保することができるあります。

第五点、文部大臣にお尋ねいたします。今回の法律案は教育制度の革命ともいべき重大なる内容を持つていて、いかわらず、教育の根幹に関する議論機関として臨時教育制度審議会を設置する法律案を出しながら、何ゆえに急がねばならないのですか。（拍手）また、全国の教育委員会が、この法案通過の暁は総辭職する機運が濃化されておるが、もし、かかる事態が惹起されたならば、わが国の教育行政は一大混乱を来たすことは論を待ちません。この責任は当然文部大臣が負らるべきものと思いますが、その際、文部大臣は辞職する決意があるかどうか、あわせて明確なる答弁を願います。（拍手）

最後に、総理大臣にお尋ねいたします。かくのことき悪法を提案された動機は、他に何らかの国際的あるいは国内的な政治背景があるのではないかといふ点でござります。顧みますれば、最近の我が国の教育行政ぐらい、時の政府の御都合によつて、あるときは右、あるときは左に、あたかも、あめ玉をねじるがごと

卷之三十一

く、ゆがめられたことはないでござります。現行教育委員会制度にして、も、発足後わずか数年ならずして、またまた昔の教育に返さんとするがごとき、果して良識ある政治家のとるべき態度でありましたよ。鳩山内閣は再軍備のための憲法改正を一大政治目標としておられまするが、今回の法律も、近々提出されるとする小選挙区制度の法律案とともに、再軍備、憲法改正に関連するところの七つ道具の一つではないかと断定せざるを得ないのであります。(拍手)すなわち、再軍備をするために、自由なる教育制度はじゃまになる、月給や退職金を自當にするような兵隊では役に立たない、今のうちには教育制度を切りかえて、国家に対する忠誠を教育の内容とせなければなりません。すなわち、再軍備、憲法改正への陰の形に従うところの法律案ではないかと、国民は強い疑問を抱いております。(拍手)

私は、この際、声を大にして、鳩山首相の決意を伺いたい。かつては文部大臣として、かつ、日本における教育一家の代表的鳩山家が、あなたの代になつて、教育百年の大計を誤まり、後世史家のもの笑いの種になることを、何ゆえ強行されたのでありますか。

(拍手)戦いに敗れた最大の原因は、過去の教育が、政治権力の前にひれ伏して、あしたに平家を迎へ、ゆうべに源氏を送り出したためであることを、い

## (号外) 報官

くま一度思い出していただきたい。政治においては保守の原理は認められても、教育も、発足後わずか数年ならずして、またまた昔の教育に返さんとするがごとき、果して良識ある政治家のとるべき態度でありましたよ。鳩山内閣は再軍備のための憲法改正を一大政治目標としておられまするが、今回の法律も、近々提出されるとする小選挙区制度の法律案とともに、再軍備、憲法改正に関連するところの七つ道具の一つではないかと断定せざるを得ないのであります。(拍手)すなわち、再軍備をする

ために、自由なる教育制度はじゃまになる、月給や退職金を自當にするよ

うな兵隊では役に立たない、今のうちには教育制度を切りかえて、国家に対する忠誠を教育の内容とせなければなら

ない。すなわち、再軍備、憲法改正への陰の形に従うところの法律案ではな

いかと、国民は強い疑問を抱いてお

ります。(拍手)

第一の御質問は、目的があいまいで質問にお答えをいたします。

あるという御質問であります。この

法律案を提出いたしました目的は、先

刻文部大臣が申しました通りに、地方

公共団体における教育行政と一般行政

との調和を進めるとともに、教育の政

治的中立を教育行政に厳に確保いたし

まして、国と道府県、市町村が有機的

に連携いたしまして教育行政を行おう

とするためでございます。このこと

は、わが国の現状にかんがみまして、

ますから、やはり一本立がいいと考え

ました。また、教育委員会法実施の成

績にかんがみましても、やはり一本が

かっただかといふことでございます。そ

れは、実際的には、本年の十月に、日

本全国を通じて教育委員会の選挙がこ

そらんになつても直ちにわかります。

これらにかんがみまして、実際的に教

育の有機的一致をはかるとしたので

ござります。

第三には、何ゆえ臨教審に諮らな

いに変更することは、国民においても御

迷惑でございます。それゆえに、われ

われは、党内においても慎重に検討の

よろしい。ただ、しかしながら、公共

問題は直接の関係がございません。お

答えいたします。(拍手)

○副議長(杉山光治郎君) これにて質

疑は終了いたしました。

## 日程第一 臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出)



が、私は、このような政府の欺瞞的態度を強く糾弾しなければならないのです。

くの」とく憲法改正と教育制度の改正を同時並行的に審議しようとする政府の不法なる無見疋には、全くあきされるを得ないのであります。

しこうして、一方において、政府は、当然この審議会に付せらるべき重

ない結論を求めるのだと称しているが、この設置法の内容をつぶさに検討すれば、あまりにもそのずさんさに驚かざるを得ないのであります。ずさんと申すよりは、意識して審議会の形骸化をはかったものと申ざざるを得ないであります。審議会の委員は、国会議員十人、学識経験のある者三十人と

するものであり、人間の尊嚴をますます高めようとする近代精神の後退を意味するものであります。また、徳日の羅列、押しつけの教育では、社会秩序に合致し、これを发展させ得る全人的な育成は絶対に望み得ないものなのであります。眞実の愛国心と高い道義を求めるよとするならば、まずこの議場から卑俗な野次を一掃すべきであります。(拍手)ひな壇に居並ぶ大臣諸公及び議席にある保守党の多くは、戦争と

次に、教育に対する政府の監督権を強化についてであります。この道は、いつか来た道であつて、いやといふほど、われわれが痛めつけられた、おろしい道であります。文部大臣の教育に対する熱情は、学問の自由を阻害するものを除去するために、義務教育無償の原則の充実のために、教育の機会均等の実現のためにこそ、惜しみなくさきげらるべきものなのであります。大学制度の改革にしましても、自由と約束されることを知るべきであり、それを受けることは新しくはないし、日本

することは許されないといふ積極的理由に支えられなければならないのです。しかしながら、政府の説明によつて、この点の説明は何一つ見出しえなかつたばかりか、逆に、われわれの感得し得たものは、くすれ行く支配勢力の自己保存のための焦燥であり、権威主義、事大主義を骨髄とする古い世代の鄉愁の押し売りであり、新しい世代に対する反逆と挑戦であると

す。国民全体に対しても直接に責任を負う建前になつておる教育委員会を政党の改正及び教育内容を国家統制しようとする第一着手である教科書法案を臨教審の諮問に付し、ようともせざして、一休何をこの臨教審に諮問しようとするのであるか。われわれはこの真意をそんたくするのに苦しんだのでありまするが、審議を進めるに従つて、おそろしいねらいがそこにあることを知り得たのであります。(拍手)それは自民党の

ており、しかも、その任期は二年以内となつてゐるのであるから、政府の好みの意のままとなつてゐるのであります。しかも、専門事項の調査に当る専門委員も、事務担当幹事も非常勤であります。また、予算上、会議の開催は年六回しか見込み得ないのであるから、審議は全く形式的にならざるを得ないのです。結局するところ、政府の手によつて作成された原案が、民主的手続を経た結論であるといふ擬装を施して、そのまま審議会の答申として出されてしまつことは必定であります。

び議席にある保守党の多くは、戦争と敗戦に対する自己反省を——この際、謙虚に、しかも強く反省すべきであると思うのであります。(拍手)また、眼下各学校の受験期に当つてゐるのであります。が、いたいけな青少年がなめさせられておる試験地獄の苦汁が、他を押しのけて自己一身の保全をはかるためのものであるといふ悲しむべき現状を改めて、この苦勞が完全に國家目的に一致するといふ苦勞に切りかえられる措置が緊急に必要なのであります。また、誤まつた社会悪の暗い谷間にうごめいておる青少年に対しては、いたずらにその非を責め、観念的な徳目の中押しつけをやつたり、大声で叱咤を加えるよりも、いち早くその谷間を埋めてやつて、これらの青少年を人並みの

大学制度の改革にしましても、自由といふ基盤にこそ学問の限りなき進歩が約束されることを知るべきであり、それを侵することは断じて許されないと困らうのであります。(拍手)卒業生の就職問題を理由とする大学の整理などは、政府自体の無策をみずから物語るものであり、本末転倒の議論と申すべきであります。(拍手)



官 報 (号 外)

は、世界各国においてしばしば行われることであり、また、当該国との親交関係増進のため非常に有効な方法であります。よつて、わが国においても、かような使節に特派大使の資格を与えて、天皇の認証ある信任状を携行させることといたしたいといふのであります。さうな目的のために外務公務員法を改正し、かつ、これに伴う国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を行わんとするものであります。

この特派大使は、法律上、従来の政府代表及び全権委員と類似の臨時の特別職であります。外国における重要な儀式に参列する場合、天皇の認証ある信任状を携行することとなつております。この点において政府代表等と異なつてゐるのであります。

本法案は、二月十三日外務委員会に付託されましたので、政府側の提案理由の説明を開き、質疑に入りましたが、質疑中において、三月六日、北澤直吉君外四名の委員から、本法案に対する修正案が提出されました。その趣旨は、原案においては、特派大使、政府代表及び全権委員等は、特別職として、国会法第三十九条ただし書きにより、両院一致の議決によつて、内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職として、国會議員もこれに任ざることができるこ

使とか全権委員等は國の公務員であり、これらの委員、顧問よりも重大な権限を持つた職務であります。一方、國會議員は、國会法第三十九条本文の規定で、國務大臣、政務次官等及び別職に法律で定めた場合を除いては、國の公務員を兼ねることはできないことになっています。ゆえに、そのただし書きで議決しても妥当であるかどうかにつき疑義を生じて参りますので、むしろ、外務公務員法中に一項を設けて、特派大使、全権委員等の臨時の特別職につけては、両院一致の議決に基き、國會議員のうちから任命することができる旨を明定して、第三十九条の本文の、別に法律で定めた場合の適用を受けることにしたいというのであります。なお、これらの詳細につきましては会議録に譲ることといたしました。

第一節 設置及び組織（第二十一条）

第二節 再審査の手続（第三十二条）

第三章 罰則（第五十二条—第五十五条）

八条 第五十二条

五条—第三十七条

十四条)

附則

第一章 労働保険審査官

第二節 設置

(労働保険審査官)

第一条 労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十五条第一項及び同一肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法（昭和三十三年法律第九十一号）第三十二条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県に置く。

2 失業保険審査官は、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第四十条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県に置く。

(任命)

第三条 労働者災害補償保険審査官は労働省の職員のうちから、失業

## 2 失業保険法第四十条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県に置かれた失業保険審査官に対してするものとする。

## (請求の期間)

第八条 審査の請求は、請求人が原処分のあつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。

第九条 審査の請求は、政令で定めることとおり、文書又は口頭で行なうことができる。

(請求の方法)

第六十一条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第六十二条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならぬ。

## 2 審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

## (移送)

第六十三条 審査の請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

## 3 行を停止することができる。

## 五 労働者災害補償保険法第三十条第一項又はけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定によ

る審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

## (費用の弁償)

第六十四条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求める者は、第二項の規定により出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第六十五条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第六十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第六十七条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第六十八条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第六十九条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十一条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十二条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十三条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十四条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十五条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十七条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十八条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第七十九条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第八十条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第八十一条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (費用の弁償)

第八十二条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を認められた者は、同条第一項第二号の規定による出頭を認められたものと解釈してはならない。

## (設置)

第二十一条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。  
(決定の変更等)

第二十二条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三条第一項(判決の変更)及び第一百九十四条第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と、「裁判所」とあるのは「審査官」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書の臘月内」とある。

本ガ請求人ニ送付セラレタル後二週間にと、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替えるものとする。  
(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるものほか、審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。  
(審査及び仲裁の手続)

第二十四条 第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。  
2 前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の場合においては、任命後必要な事項は、政令で定める。

第二章 労働保険審査会  
第一節 設置及び組織

## (罷免)

認めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

## (任期)

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第二十九条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

第三十条 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

## (職務の指名)

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

第三十二条 労働者災害補償保険法第三十五条第一項、失業保険法第四十条第一項及びけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による再審査の事務をつかさどらせるため、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

## (組織)

第二十六条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

## (委員の任命)

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者たちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

## (職權の行使)

第二十八条 委員は、独立してその職權を行ふ。

## (身分保障)

第二十九条 委員は、独立してその職權を行ふ。

## (会議)

第三十条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができない。

## (職務)

第三十一条 委員は、会長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

## (麻薬)

第三十二条 審査会の庶務は、労働大臣官房で處理する。

## (第二節 再審査の手続)

第三十三条 審査会は、会長及び一員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

## (請求の期間等)

第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

## (特定行為の禁止)

第三十五条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

## (給与)

第三十六条 委員の給与は、別に法律で定める。

## (請求の方法)

第三十七条 審査会の庶務は、労働大臣官房で處理する。

## (請求の方法)

第三十八条 再審査の請求は、第十九条第二項の決定書の臘本が送付された日から六十日以内にしなければならない。

## (請求の方法)

第三十九条 再審査の請求は、政令で定めるところにより、文書でし

められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しないため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務があることを認められたとき。

一 國会若しくは地方公共団体の議員の候補となり、又は積極的に政治活動をすること。

(関係者に対する通知)







昭和三十一年三月十三日 柴議院会議録第二十一号 議長の報告

第三は、審査または再審査の手続について、労働者及び事業主の権利救済の万全を期し、現在政令で定められてある事項を法律に規定することとともに、その整備充実をはかることといたしました。ことがあります。

本案は、二月十五日本委員会に付託され、同二十一日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取、慎重審議の

後、三月七日質疑を終了し、本十三日の委員会において討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大坪保雄君より原案に賛成する旨の意見が述べられ、日本社会党を代表して岡本隆一君及び小会派クラブを代表して中原健次君より、それぞれ原案に反対する旨の意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。  
よつて、本案は委員長報告の通り可決  
いたしました。(拍手) ●

午後四時三分散会

|  |  |                                    |  |
|--|--|------------------------------------|--|
| 出席國務大臣                                       | 内閣總理大臣                                       | 鳩山                                 | 一郎君  |
| 文部大臣   | 内閣官房長官                                       | 根本龍太郎君                             | 鳩山   |
| 労働大臣   | 法制局長官  | 修三君                                | 清瀬   |
| 國務大臣   | 自治行政部長                                       | 小林與三次君                             | 一郎君  |
|  | 外務政務次官                                       | 森下                                 | 忠雄君  |
|  | 文部省初等中等教育局長                                  | 國雄君                                | 倉石   |
|  |  | 信一君                                | 太田   |
| 出席政府委員                                       | 緒方   | 正孝君                                | 正孝君  |
| 日本學士院法                                       | 朝鏡   | 報告                                 |  |
| 一、去る九日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。               | 一、去る九日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。        | 鐵道抵當法の一部を改正する法律公有林野官行造林法の一部を改正する法律 | 一、去る十日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。 |
| 國立學校設置法の一部を改正する法律                            |  |                                    |  |
| 日本學士院法                                       |  |                                    |  |
| 一、去る十日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。 | 一、去る十日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。 | 國務大臣                               | 國務大臣   |
| 外務省移住局長                                      | 矢口   | 萬藏                                 | 厚生大臣   |
| 房総務課長  | 小山進次郎  |                                    |  |

厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康  
通商産業省 通商局次長 檀詰 誠明  
大蔵省主計局法規課長事務代理 中尾 博之

一、外務省移住局長事務代理石井喬は去る五日局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になつた。

一、昨十二日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

一、鳩山内閣總理大臣から益谷議長宛、去る十日議長において承認した矢口薦藏外五名を昨十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十二日衆議院規則第十四条但書の規定により議長において議席を次の通り変更した。

|                                    |        |        |
|------------------------------------|--------|--------|
| 内閣委員                               | 江崎 真澄君 | 高橋 等君  |
| 社政信君                               | 福井 順一君 | 下川儀太郎君 |
| 三宅 正二君                             | 白井 莊一君 | 永田 亮一君 |
| 加藤 精二君                             | 森 清君   |        |
| 坊 秀男君                              |        |        |
| 地方行政委員                             |        |        |
| 永田 亮一君                             | 森 清君   |        |
| 加賀田 進君                             | 坂本 泰良君 |        |
| 外務委員                               | 福井 順一君 |        |
| 大蔵委員                               | 赤松 勇君  |        |
| 社会労働委員                             | 下平 正一君 |        |
| 越智 茂君                              |        |        |
| 農林水產委員                             | 稻村 隆一君 |        |
| 伊瀬幸太郎君                             | 山下 繁二君 |        |
| 商工委員                               | 永井勝次郎君 |        |
| 運輸委員                               | 横山 利秋君 |        |
| 通信委員                               | 井手 以誠君 |        |
| 建設委員                               |        |        |
| 久野 忠治君                             | 山下 葵二君 |        |
| 伊瀬幸太郎君                             |        |        |
| 一、去る九日議長において、次の通り<br>常任委員の補欠を指名した。 |        |        |

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 内閣委員   | 加藤 精三君 | 坊 秀男君  |
| 森 清君   | 白井 莊一君 | 永田 床次  |
| 永田 隆一君 | 永井勝次郎君 | 稻村 德二君 |
| 江崎 真澄君 | 福井 順一君 | 高橋 等君  |
| 高橋 等君  | 政信君    | 地方行政委員 |
| 福井 順一君 | 辻 政信君  | 福井 順一君 |
| 井手 以誠君 | 赤松 勇君  | 森 清君   |
| 森 清君   | 永田 亮一君 | 外務委員   |
| 大藏委員   | 坂本 泰良君 | 大藏委員   |
| 社会労働委員 | 横山 利秋君 | 社会労働委員 |
| 久野 忠治君 | 三宅 正一君 | 久野 忠治君 |
| 商工委員   | 伊瀬幸太郎君 | 商工委員   |
| 運輸委員   | 下川儀太郎君 | 農林水産委員 |
| 通信委員   | 下平 正一君 | 山下 榮二君 |
| 建設委員   | 加賀田 進君 | 山下 榮二君 |
| 越智 茂君  | 伊瀬幸太郎君 | 越智 茂君  |
| 山下 榮二君 | 伊瀬幸太郎君 | 山下 榮二君 |
| 内閣委員   | 松田竹千代君 | 内閣委員   |
| 地方行政委員 | 永井勝次郎君 | 地方行政委員 |
| 櫻内 義雄君 | 池田正之輔君 | 法務委員   |
| 法務委員   | 池田 清志君 | 植原悦一郎君 |
| 外務委員   | 池田 正君  | 外務委員   |
| 芦田 均君  | 池田正之輔君 | 芦田 均君  |
| 植原悦一郎君 | 國田 直君  | 植原悦一郎君 |

|        |        |        |     |
|--------|--------|--------|-----|
| 高岡     | 大輔君    | 並木     | 芳雄君 |
| 松田竹千代君 | 相川     | 勝六君    |     |
| 池田     | 清志君    | 加藤     | 精三君 |
| 高村     | 坂彦君    | 櫻内     | 義雄君 |
| 松澤     | 雄藏君    | 山本     | 勝市君 |
| 工委員    | 植原悅二郎君 | 下川儀太郎君 |     |
| 教委員    |        |        |     |
| 加藤     | 精三君    | 高岡     | 大輔君 |
| 山本     | 勝市君    | 下川儀太郎君 |     |
| 工委員    |        |        |     |
| 算委員    |        |        |     |
| 相川     | 勝六君    | 芦田     | 均君  |
| 松田     | 竹千代君   | 櫻内     | 義雄君 |
| 務委員    |        |        |     |
| 池田正之輔君 | 池田     | 清志君    |     |
| 務委員    |        |        |     |
| 相川     | 勝六君    | 池田     | 清志君 |
| 山本     | 勝市君    | 松澤     | 雄藏君 |
| 加藤     | 精三君    | 高村     | 坂彦君 |
| 櫻内     | 義雄君    | 芦田     | 均君  |
| 工委員    |        |        |     |
| 教委員    |        |        |     |
| 高岡     | 大輔君    | 高岡     | 大輔君 |
| 植原悅二郎君 | 植原悅二郎君 | 永井勝次郎君 |     |
| 山本     | 勝市君    | 山本     | 勝市君 |
| 工委員    |        |        |     |
| 教委員    |        |        |     |
| 高岡     | 大輔君    | 並木     | 芳雄君 |
| 植原悅二郎君 | 植原悅二郎君 | 高岡     | 大輔君 |
| 山本     | 勝市君    | 山本     | 勝市君 |
| 工委員    |        |        |     |
| 教委員    |        |        |     |

予算委員 芦田 均君 相川 勝六君  
一、昨十二日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。  
理事 池田 清志君（理事池田清志君去る十日委員辞任につきその補欠）  
一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 行政監察特別委員 | 荒船清十郎君 | 菊池義郎君 |
| 田中彰治君    | 米田吉盛君  | 山本正一君 |
| 岡崎英城君    | 青野武二君  |       |
| 瀬戸山三男君   | 高村坂彦君  |       |
| 松澤雄蔵君    | 二階堂進君  |       |
| 辻原弘市君    |        |       |

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は来る九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案  
憲法調査会法案（岸信介君外六  
十名提出、衆法第一号）  
一、意見を聞こうとする問題  
憲法調査会法案について

達成裁判手続法案（鈴木茂三郎君外十二名提出、衆法第一三号）  
物品税法を廃止する法律案（春日一幸君外十二名提出、衆法第一五号）  
酒税法の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、衆法第一六号）  
外資に関する法律の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、衆法第一七号）

|                  |             |               |
|------------------|-------------|---------------|
| 予算委員             | 芦田 均君       | 相川 勝六君        |
| 、                | 、           | 、             |
| 、昨十二日法務委員会において、次 | 、           | の通り理事を補欠選任した。 |
| 委員の辞任を許可した。      | つきその補欠      | 、             |
| 、昨十二日議長において、次の常任 | 志君去る十日委員辞任に | 、             |
| 委員の辞任を許可した。      | 内閣委員        | 横井 太郎君        |
| 地方行政委員           | 赤松 勇君       |               |
| 法務委員             | 田村 元君       |               |
| 社会労働委員           |             |               |
| 小川 半次君           | 田中 稔男君      |               |
| 三宅 正一君           | 八木 一男君      |               |
| 森本 靖君            |             |               |
| 商工委員             | 多賀谷眞徳君      |               |
| 通信委員             |             |               |
| 森本 靖君            | 八木 一男君      |               |
| 内閣委員             | 田村 元君       |               |
| 地方行政委員           | 田中 稔男君      |               |
| 法務委員             | 横井 太郎君      |               |
| 社会労働委員           |             |               |
| 川崎 秀二君           | 赤松 勇君       |               |
| 多賀谷眞徳君           | 森本 靖君       |               |
| 八木 一男君           |             |               |
| 商工委員             | 三宅 正一君      |               |
| 通信委員             |             |               |
| 八木 一男君           | 森本 靖君       |               |
| 、                | 、           | 、             |
| 、昨十二日議長において、次の特別 | 、           | 、             |
| 委員の辞任を許可した。      | 志君去る十日委員辞任に | 、             |

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 行政監察特別委員 | 荒船清十郎君 | 菊池義郎君 |
| 田中彰治君    | 米田吉盛君  | 山本正一君 |
| 岡崎英城君    | 青野武二君  |       |
| 瀬戸山三男君   | 高村坂彦君  |       |
| 松澤雄蔵君    | 二階堂進君  |       |
| 辻原弘市君    |        |       |

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は来る九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案  
憲法調査会法案（岸信介君外六  
十名提出、衆法第一号）  
一、意見を聞こうとする問題  
憲法調査会法案について

行政監察特別委員  
荒船清十郎君 菊池 義郎君  
田中 彰治君 山本 正一君  
米田 吉盛君 青野 武一君  
岡崎 英城君 高村 坂彦君  
瀬戸山三男君 二階堂 進君  
松澤 雄藏君 辻原 弘市君  
昨十二日議長において、次の通り  
別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員  
松澤 雄藏君 岡崎 英城君  
二階堂 進君 瀬戸山三男君  
高村 坂彦君 辻原 弘市君  
菊池 義郎君 米田 吉盛君  
山本 正一君 田中 彰治君  
荒船清十郎君 青野 武一君  
社会労働委員長から提出した次の  
聴会開会承認要求に対し、議長は  
る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする問題  
法律案について

一、意見を開こうとする問題  
健康保険法等の一部を改正する  
法律案について

によつて公聴会を開きたいから衆  
院規則第七十八条により承認を求  
る。

昭和三十二年三月七日

社会労働  
委員長 佐々木秀世

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は来る九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案  
憲法調査会法案（岸信介君外六  
十名提出、衆法第一号）  
一、意見を聞こうとする問題  
憲法調査会法案について

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求書  
会開会承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

一、公聴会を開こうとする議案  
憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

一、意見を聞こうとする問題  
憲法調査会法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和三十一年三月九日

内閣委員長 山本 祂吉  
衆議院議長益谷秀次殿

一、去る九日内閣から提出した議案は次の通りである。  
官内庁法の一部を改正する法律案  
地方財政法等の一部を改正する法律案  
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案  
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案  
宮内庁法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一〇七号)  
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一〇九号)  
地方財政法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一〇八号)  
以上二件 内閣委員会 付託

十二名提出、衆法第一三号)  
法務委員会 付託  
物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一五号)  
酒税法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一六号)  
外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一七号)  
銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一八号)  
以上四件 大蔵委員会 付託  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇六号)  
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)  
一、去る九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
(予) 社会労働委員会 付託  
一、去る九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

